



～保育士を目指す学生を応援します！～



令和7年度 埼玉県 保育士修学資金 貸付のご案内



指定保育士養成施設に通い、保育士を目指す学生の方へ学費等を実利子でお貸しします。

この貸付金は、指定保育士養成施設を卒業後、

埼玉県内の保育所等(※1)で5年間保育士業務(※2)に従事した場合、返還が全額免除されます！

(※1) 保育所以外にも、児童養護施設や一定の要件を満たす幼稚園などに保育士として採用された場合も返還免除の対象となることがあります。

(※2) 保育補助者や幼稚園教諭は不可。

◆貸付対象◆

保育士として県内保育所等に勤務する意思のある以下の方

- ・ 県内(さいたま市除く)に在住の方、または、県内(さいたま市除く)指定保育士養成施設(大学や専門学校など)に在学の方
- ・ 県外に在住かつ県外指定保育士養成施設に在学の方

◆貸付額・貸付期間◆

令和7年10月募集より、就職準備金(上限20万円)のみの貸付がスタートします。詳細は貸付の手引きをご参照ください。



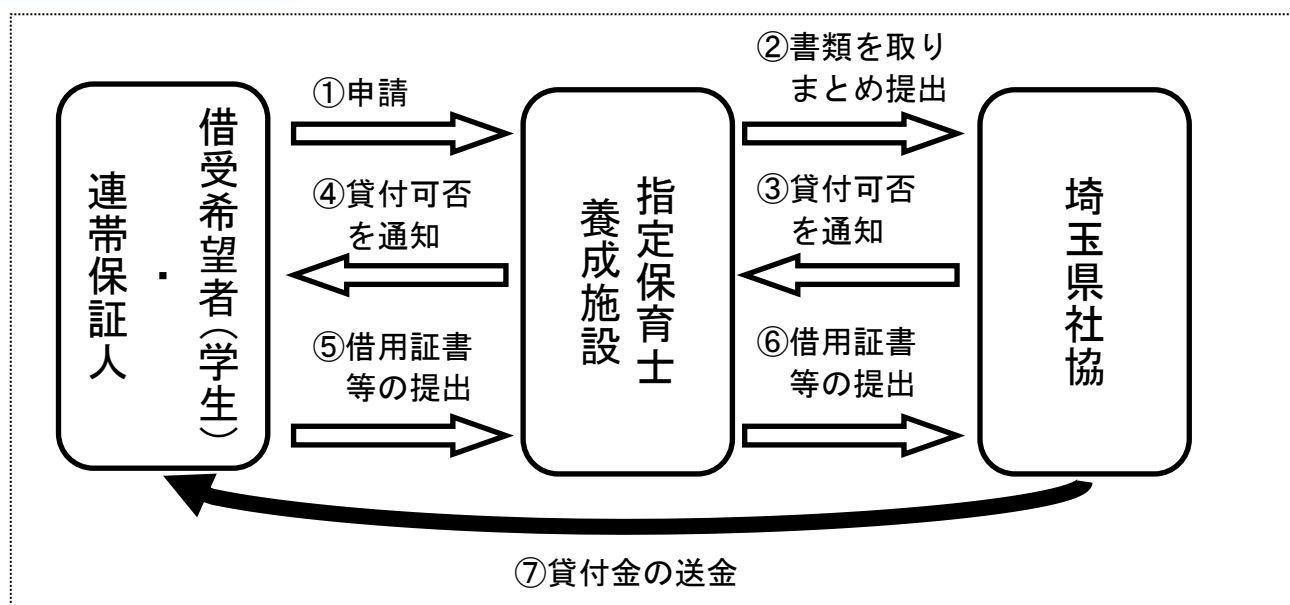
問合せ先

- 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
福祉人材センター育成資金課 TEL 048-824-3370
- 埼玉県 福祉部こども支援課
保育・人材確保担当 TEL 048-830-3349

◆返還免除◆

指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等の指定施設に就職し、5年間継続して保育士業務に従事した場合、借りた資金の返還が免除されます。返還免除には1年ごとに「業務従事届」等の提出など、所定の手続きが必要です。

◆貸付の流れ◆



◆申込方法◆

在学する指定保育士養成施設に申請書類を提出してください。

※受付期間、窓口、方法は養成施設によって異なりますので、在学している養成施設の学務課・就職課等に必ずご確認ください。

◆留意事項◆

- ・ 申請書類は養成施設が取りまとめ、埼玉県社会福祉協議会へ提出します。希望される方は養成施設の学務課・就職課等にご相談ください。
- ・ 貸付には審査があります。審査の結果により貸付できない場合があります。
- ・ 退学された場合、または5年間の保育士業務に就くことができなかった場合には、貸付・契約を解除し、貸付けた資金を返還していただきます。
- ・ 貸付には連帯保証人が必要です。連帯保証人は、借受人と同等の債務を負います。

貸付内容や条件等の詳細、申請書類は
県社協ホームページでご案内しています！
URL：https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_2.html



埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」